

第 39 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 30 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 議題〔仮訳〕
4-(2)	第 30 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要
5-(1)	第 41 回食品添加物部会 (CCFA) 議題〔仮訳〕
5-(2)	第 41 回食品添加物部会 (CCFA) 概要
6-(1)	第 3 回汚染物質部会 (CCCF) 議題〔仮訳〕
6-(2)	第 3 回汚染物質部会 (CCCF) 概要
7-(1)	第 25 回一般原則部会 (CCGP) 議題〔仮訳〕
7-(2)	第 25 回一般原則部会 (CCGP) 概要
8-(1)	第 41 回残留農薬部会 (CCPR) 仮議題〔仮訳〕
8-(2)	第 41 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題
9-(1)	第 37 回食品表示部会 (CCFL) 仮議題〔仮訳〕
9-(2)	第 37 回食品表示部会 (CCFL) の主な検討議題
10-(1)	第 18 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 仮議題〔仮訳〕
10-(2)	第 18 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の主な検討議題

第 39 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 21 年 4 月 13 日（月）

14:00 ～ 16:00

場所：三田共用会議所大会議室

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況

(1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第30回分析・サンプリング法部会
- ・ 第41回食品添加物部会
- ・ 第3回汚染物質部会
- ・ 第25回一般原則部会

(2) 今後のコーデックス委員会の活動について

- ・ 第 41 回残留農薬部会
- ・ 第 37 回食品表示部会
- ・ 第 18 回食品残留動物用医薬品部会

2. その他

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50 音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	前 サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	(財) 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	前 全国消費者団体連絡会 事務局長
たかや 高谷	さとし 幸	(社) 日本食品衛生協会 常務理事
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに 松谷	みつこ 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら 山浦	やすあき 康明	日本消費者連盟 事務局長
やまだ 山田	まさのぶ 雅宣	全国農業協同組合連合会 営農総合対策部 営農企画グループリーダー
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授
わだ 和田	まさえ 正江	主婦連合会 副会長

第 39 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 21 年 4 月 13 日 (月)
14:00 ~ 16:00
三田共用会議所 大会議室

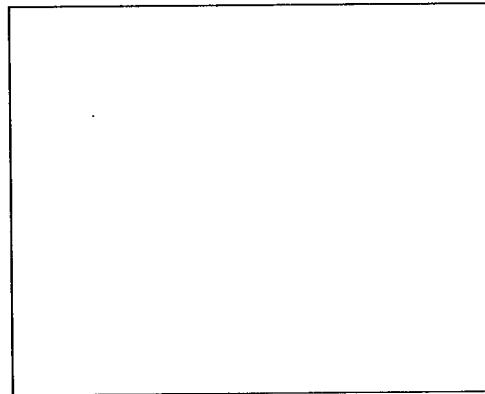
事務局等

事務局等

山田アドバイザー ○
池田国際食品室長 ○
(司会)
小川国際基準課長 ○
説明者 ○

和田 委員 ○
高谷 委員 ○
門間 委員 ○
松谷 委員 ○

蓮尾 委員 ○
細野 委員 ○
山浦 委員 ○
平川 委員 ○



○ 神田 委員
○ 岩田 委員
○ 吉池 委員
○ 鬼武 委員

入口

事務局等

傍聴 (60名)

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 30 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2009 年 3 月 9 日 (月) ~ 3 月 13 日 (金)

場所 : バラトンアルマーディ (ハンガリー)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	承認できる分析法の評価規準
a)	承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)
b)	分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 (ステップ 7)
4.	分析用語に関するガイドライン案 (ステップ 7)
5.	コーデックス規格の分析法条項の承認
6.	関連する分析法が同一とみなされるための規準を策定するためのガイドライン (微量元素の分析法の規準への変換)
7.	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
8.	測定の不確かさに関するガイドライン改訂原案 (ステップ 4)
9.	サンプリングの不確かさに関する指針
10.	乳・乳製品のサンプリングに関する討議文書
11.	ダイオキシン類及びコプラナー PCB 類の分析法に関する討議文書
12.	分析法に関する国際機関間会合の報告
13.	その他の事項及び今後の作業
14.	次回会合の日程及び開催地
15.	報告書の採択

第 30 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時： 2009 年 3 月 9 日 (月) ～3 月 13 日 (金)

場所：バラトンアルマーディ (ハンガリー)

2. 参加国及び国際機関

47 加盟国、1 加盟機関 (EC)、10 国際機関が参加、参加者総数は 144 名

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	池田 千絵子
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐	小林 秀誉
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 化学物質係長	高田 朋子
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課企画調査係長	浮穴 学宗
国立医薬品食品衛生研究所食品部 第三室長	渡邊 敬浩
テクニカルアドバイザー	
奈良県立医科大学健康政策医学講座 教授	今村 知明
国立医薬品食品衛生研究所代謝生化学部 第二室長	穂山 浩
日本食品衛生協会	井上 誠
日本食品衛生協会	杉本 敏明
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所 食品分析研究領域 品質情報解析ユニット 研究員	塚越 芳樹

4. 主要議題の概要

議題 6 関連する分析法が同一とみなされるための規準を策定するためのガイドライン (微量元素の分析法の規準への変換)

規準を設定する際により具体的なガイドラインであるセクション 2 について、異なる濃度の基準値に対して規準を決める場合に検出限界や妥当性確認されている範囲の例を示す一覧表を加える等の変更を加えることで合意するとともに、このガイドラインはコーデックスの各部会に対するガイドラインであることから、手続きマニュアルに載せるべきであることを確認し、一般原則部会の承認を得た上で、第 32 回総会に諮ることが合意された。

議題 7 バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準

アルゼンチンと英国を議長とする会期内作業部会において、スコープと、タイトルについて議論された原案に基づいて議論され、「このガイドラインは、その他の食品の DNA 配列や特定のタンパク質の検査法の妥当性確認のための情報も提供する可能性がある。」という文言を加えること、タイトルは「特にバイオテクノロジー応用食品の特定の DNA 配列やタンパク質の検出、同定、定量法に関

する分析法の規準に関するガイドライン原案」とすることで合意された。

また、ガイドライン原案の一般的事項について議論され、全体の構成を日本提案の構成通りに変更すること、本ガイドラインは加盟国に対するガイドラインであることから、コーデックスの手続きに関する Annex I は削除することに合意し、ステップ 2 に差し戻して、アルゼンチン及び英国並びにドイツを議長とする電子作業部会でガイドライン原案を再度作成することとなった。

議題 8 測定の不確かさに関するガイドライン改訂原案

電子作業部会の座長を務めた英国より、本ガイドライン原案は測定学の専門家を対象としたガイドラインではないこと、測定の不確かさに対する特定の質問に答える形で構成されていること等の説明があり、残留農薬部会 (CCPR) でも残留農薬測定のための不確かさのガイドラインが検討されていることから連携が必要であること、実務上の影響が大きいので慎重に検討する必要があること等の意見が出され、ステップ 2 に差し戻して、英国を議長とする電子作業部会で再考することとされた。

議題 1 1 ダイオキシン類及びコプラナーPCB 類の分析法に関する討議文書

汚染物質部会 (CCCF) からの求めに応じ、ダイオキシン及びコプラナーPCB 類の分析法の選択方法についてドイツを議長とした電子的作業部会で検討されていたもの。ドイツより、本文書はダイオキシン類及びコプラナーPCB 類の分析法のリストを作ることを目的としたものではなく、モニタリングのための分析法の選択のクライテリアを示すことを目的としたものである旨説明があり、いくつかの訂正・修文を経て、汚染物質部会 (CCCF) へ送付することで合意した。

(参考)

分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
承認できる分析法の評価ガイドライン案	作業中止	第 32 回総会
分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案	ステップ 8	第 32 回総会
コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案	ステップ 8	第 32 回総会
関連する分析法が同一と見なされるための規準を策定するためのガイドライン	手続きマニュアル	第 25 回 CCGP 第 32 回総会
個別規格及び規格案の分析法の承認	—	第 32 回総会
バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準についてのガイドライン原案	ステップ 2	第 31 回 CCMAS 電子作業部会 (英国、アルゼンチン)
測定の不確かさに関するガイドライン	ステップ 2	第 31 回 CCMAS 電子作業部会 (英国)
サンプリングの不確かさに関するガイダンス	—	電子作業部会 (英国)

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 41 回食品添加物部会

日時 : 2009 年 3 月 16 日 (月) ~ 3 月 20 日 (金)

場所 : 上海 (中国)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO/WHO 及び第 69 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認/改訂
5.	食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)
	(a) 回覧文書 (CL 2008/10-FA Part B (points 9-12)) に対する意見及び情報
	(b) GSFA に関する電子作業部会 (第 39 回 CCFA により設立) からの報告
	(c) GSFA に関する電子作業部会からの報告
6.	加工助剤
	(a) 加工助剤に関するガイドライン及び原則原案 (N14-2008)
	(b) 加工助剤一覧 (IPA) : 更新リスト
7.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	INS の変更/追加の提案 (回覧文書 CL 2008/10-FA Part B point 13 への回答)
8.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第 69 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
9.	JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト
	(a) JECFA 評価の優先リストの追加及び変更に関する提案 (回覧文書 CL 2008/26-FA への回答)
	(b) JECFA 評価の優先リストに関する回覧文書の変更に関する提案 (回覧文書 CL 2008/26-FA への回答)
10.	討議文書
	(a) GSFA の特定の食品分類の範囲に関する討議文書
	(b) コーデックス規格の添加物条項と GSFA の不整合に関する課題の特定と勧告に関する討議文書
	(c) 食品添加物の同一性及び純度に関する規格と INS における物質名の不整合に関する討議文書
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書案の採択

標記会合に先立ち、2009 年 3 月 14 日 (土) に「食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)」に関する作業部会が開催された。

第 41 回食品添加物部会 (CCFA) 概要

1. 開催日及び開催場所

日 時：2009 年 3 月 16 日 (月) ～20 日 (金)

場 所：上海 (中国)

2. 参加国及び国際機関

56 カ国、1 加盟機関 (EC)、25 国際機関 (参加者総数約 220 人)

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

基準策定専門官

磯崎 正季子

農林水産省消費・安全局国際基準課課長補佐

小出 純

内閣府食品安全委員会事務局評価課添加物係長

大竹 詠子

国税庁課税部鑑定企画官付鑑定官

原 一広

国立医薬品食品衛生研究所添加物部第一室長

佐藤 恭子

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室

岩橋 祥子

農林水産省総合食料局食品産業振興課総括係

黒川 耕大

テクニカルアドバイザー

(社)日本食品衛生協会

平川 忠

(社)日本食品衛生協会

林 新茂

(社)日本食品衛生協会

岡村 弘之

4. 議題の概要

議題 4 コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認/改訂

ADI が数値で定められている食品添加物は最大使用基準値を数値で記載することが原則であるが、従来、ADI が数値で定められているにもかかわらず、最大使用基準値を GMP として承認した例が散見されていたところである。今回の部会においては、原則を厳密に適用することとされ、各部会から承認が求められていた食品添加物の最大使用基準値のうち、ADI が数値で定められている食品添加物について GMP としていたものについては、食品添加物の一般規格 (GSFA) の該当する食品分類に数値があるものはその数値に修正、数値がないものは各部会に差し戻しとなった。

また、ADIが数値で定められている食品添加物の最大使用基準値は、GMPでは承認しないとしていることを各部会に連絡することが合意された。

議題5 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

本会合に先立ち米国を座長として開催された物理的作業部会の報告書に基づき検討された。主な合意事項は以下のとおり。

(a) 回覧文書 (CL 2008/10-FA Part B (points 9-12)) に対する意見及び情報

i) GSFA表3への硫酸マグネシウムの追加 (ステップ3) 及び表3の別表(注)に挙げられた食品分類における新たな使用の提案 (point 9)

GSFA表3への硫酸マグネシウム及びプルランの追加 (ステップ5/8)、及び食品分類12.1.2 (代替塩) や14.1.2.2 (野菜ジュース) 等の4つの食品分類について硫酸マグネシウムに関する新たな食品添加物条項をステップ3としてGSFA表1, 2に盛り込むことが合意された。

(注)GSFA表3に記載された食品添加物は指定がない限りどの食品分類でもGMPに従って使用できるが、その例外となる食品分類を別表に記載している。

ii) リコピンとアルミニウム含有添加物の最大使用基準値の根拠の明確化を含む、GSFAの新規食品添加物条項 (point 10)

iii) アルミニウム含有添加物及びリン酸アルミニウムナトリウムの最大使用基準値の根拠の明確化を含む、GSFAの食品添加物条項についての追加情報 (point 11)

- 使用実態についての情報が提供されなかった13の食品添加物条項についての作業の中止が、使用実態のあるものについては使用実態を踏まえた最大使用基準値の修正が合意された。
- アナトー抽出物 (ビキシン- [INS160b (i)] 及びノルビキシン- [160b(ii)] タイプ) 及びリコピン (INS160d(i)、160d(ii)) の食品添加物条項案についてはステップ4及びステップ7に留め置くことが合意された。
- カルミン、カロテノイド類等8つ食品添加物条項原案及び案について追加情報を求めることが合意された。(ステップ3又は6)
- アルミニウム含有添加物 (INS541(i),(ii)、523、554、556、559) については、全添加物条項について改めて報告根拠を求めることが合意された。

- iv) 食品分類 02.2.2 (ファットスプレッド、乳性ファットスプレッド及び混合スプレッド)、06.8 (大豆製品 (食品分類 12.9 の大豆原料の調味料及び薬味は除く))、12.9 (大豆原料の調味料及び薬味)、12.10 (大豆由来以外のタンパク製品) 及びその関連分類を見直したことにともなう当該食品分類に含めるべき食品添加物条項の提案 (point 12)

本会合に先立ち開催された作業部会では、回覧文書 (CL 2008/10-FA Part B (points 9-12)) に対して寄せられた提案について座長国米国がまとめたリストをもとに、既存の食品規格の最大使用基準値と整合するように検討がなされた。

本会合では作業部会で修正されたリストをもとに議論がなされたが、時間的制約により事実上、食品分類 02.2.2 以外の大部分は作業部会で修正されたリストをそのままステップ 3 とし、各国からのコメントを求めることとされた。

(b) GSFA に関する電子作業部会 (第 39 回 CCFA により設立) の報告

(c) GSFA に関する電子作業部会の報告

i) 食品分類 16.0 (複合食品：食品分類 01-15 に含まれないもの)

食品分類 16.0 の添加物条項に関しては、部会において同分類の必要性についての検討が終了するまで最大使用基準値の検討を行わないという作業部会からの勧告に合意した。(なお、議題 10(a)において同分類を維持することが合意されるとともに、食品分類名及び記述の修正案、具体的な食品の例についてコメントを求めることとされた。)

ii) 注釈 161 の使用について

注釈 161「特に GSFA の前文のセクション 3.2 との合致を目指した輸入国の規定が適用される」の使用については、食品添加物条項の調和を図るという GSFA の目的を損なうことのないように最小限とすべきであると合意された。

しかし、EC やブラジルなどのいくつかの代表団から、特定の食品分類における着色料の使用に関して懸念が示されたことから、原則として食品分類 4.0、7.0、5.3 及びそれらに関連する下位分類における着色料の条項にのみ注釈 161 を付すことが合意されるとともに、その他の食品分類におけるこの注釈の必要性については、食品分類と食品添加物との組み合わせにより個別に検討していくこととされた。

しかしながら、注釈 161 が GSFA の目的に与える悪影響の可能性を懸念する意見が多く出たことから、この注釈の適用についてのコメントを求めることが合意された。

iii) その他の合意事項

- 26 の食品添加物条項の案及び原案に係る作業を中止すること。
- 以下の事項を第 32 回総会に諮ること。
 - 25 の食品添加物条項案及び原案(ステップ 8 もしくはステップ 5/8)
 - GSFA 表 3 への硫酸マグネシウム及びプルランの追加 (ステップ 8)
 - 3 の食品添加物条項の廃止 (採択)

GSFA の今後の作業

米国は次回会合に向けて食品添加物条項案及び原案に関する採択、修正あるいは中止の勧告を含む報告書を作成することとされ、また、次回会合に先立ち、米国主導による物理的作業部会を開催し、今回時間の制約により検討ができなかった注釈の改正に係る物理的作業部会の勧告や電子作業部会の報告及び関連コメント等について検討することとされた。

また、適当な期間内に効率的に GSFA の作業を処理できるような、別の作業メカニズムを検討する必要があると合意された。そこで、回付文書により GSFA に関する作業を効率的に処理するためのコメントや提案を求めた後、コーデックス事務局が統合文書を作成し、次回部会前に再度コメントを求めることとされた。

議題 6 加工助剤

(a) 加工助剤に関するガイドライン及び原則 原案

インドネシア主導の電子的作業部会(我が国を含む)で作成された原案を基に検討することとされていたが、作成された原案には多数のコメントが提出されており、タイトル、範囲、加工助剤の定義及び加工助剤一覧 (IPA) の役割等、未解決の問題がいくつもある上、時間的制約もあったことから、今回の会合では詳細な議論が行われず、ステップ 2 に差し戻すことで合意した。

再度インドネシア主導の電子作業部会を設置し、今回会合において提出されたコメントを勘案して改正原案を作成することとされた。

議題 9 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価のための食品添加物の優先リスト

(a) JECFA 評価の優先リストの追加及び変更に関する提案 (回覧文書 CL 2008/26-FA への回答)

カナダを座長として会期中に開催された作業部会の報告に基づき、議論がなされた。優先順位が高いとされた添加物は以下のとおりである。

- 315 Flavourings (新規 68 Flavourings を含む) (安全性評価及び規格)
- Pullulan (食物繊維としての新たな使用を含む暴露評価)
- Pullulanase (安全性評価及び規格)
- Steviol glycosides (規格の改訂 (Rebaudioside D 及び F を含む))
- Sucrose esters of fatty acids (規格の改訂)

(参考)

食品添加物部会 (CCFA) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案	8, 5/8	• 第 32 回総会
食品添加物国際番号システム (INS) の修正原案	5/8	• 第 32 回総会
第 69 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	5/8	• 第 32 回総会
加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則	2/3	• 電子作業部会[座長:インドネシア] • 第 42 回 CCFA
INS リストの修正	1/2/3	• 電子作業部会[座長:フィンランド] • 第 42 回 CCFA
第 71 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	1/2/3	• 第 42 回 CCFA
GSFA の付属文書表 3 別表の修正	採択	• 第 32 回総会
GSFA の食品分類名及び記述の改訂	採択	• 第 32 回総会
JECFA による評価のための食品添加物優先リスト	採択	• 第 32 回総会
GSFA の食品添加物条項の一部	廃止	• 第 32 回総会

事項	ステップ	今後のアクション
GSFA の食品添加物条項の案及び原案の一部	作業中止	—
GSFA に関する物理的作業部会で検討される食品添加物条項	—	・米国が討議文書を作成
コーデックス規格の添加物条項と GSFA の不整合に関する課題と勧告に関する討議文書	—	・電子作業部会[座長：スイス] ・第 42 回 CCFA
食用塩の規格の更新に関する討議文書	—	・スイスが討議文書を作成
GSFA の作業促進のための革新的な提案に関する討議文書	—	・コーデックス事務局 ・第 42 回 CCFA
INS の変更の提案を正当とする根拠の必要性に関する原則についての討議文書	—	・電子作業部会[座長：フィンランド]
加工助剤として使用する物質の一覧（更新リスト）	—	・ニュージーランドがリストを更新
JECFA による再評価メカニズムに関する討議資料	—	・JECFA 事務局が討議文書を作成 ・第 42 回 CCFA
食品分類システムの改訂に関する提案	—	・第 42 回 CCFA
GSFA に関する情報と討議を支援する作業文書	—	・コーデックス事務局

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 3 回汚染物質部会

日時 : 2009 年 3 月 23 日 (月) ~ 3 月 27 日 (金)

場所 : ロッテルダム (オランダ)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO 及び WHO からの関心事項 その他の国際機関からの関心事項
食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTF)	
4.	GSCTF の前文改訂原案 (ステップ 4)
食品に含まれる製造及び環境由来の汚染物質	
5.	食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範案 (ステップ 7)
6.	燻製及び直接乾燥工程における食品の多環芳香族炭化水素 (PAH) 汚染の低減に関する実施規範案 (ステップ 7)
食品中のカビ毒	
7.	ブラジルナッツにおける総アフラトキシンの最大基準値原案 (ステップ 4)
8.	コーヒーにおけるオクラトキシシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案 (ステップ 4)
規格の策定手続き外の問題に関する討議文書	
9. a)	フモニシンに関する討議文書
b)	清涼飲料水中のベンゼンに関する討議文書
c)	青酸グリコシドに関する討議文書
d)	ソルガム中のマイコトキシシンに関する討議文書
e)	アルコール飲料中のエチルカーバメートに関する討議文書
一般問題	
10.	JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

第 3 回食品汚染物質部会 (CCCF) 概要

1. 開催日及び開催場所

日 時：2009 年 3 月 23 日 (月) ～3 月 27 日 (金)

場 所：ロッテルダム (オランダ)

2. 参加国及び国際機関

65 加盟国、1 加盟機関 (EC)、16 国際機関 (参加者総数約 200 名)

3. 我が国からの出席者

農林水産省大臣官房 審議官 (兼消費・安全局)	山田 友紀子
厚生労働省医薬食品局食品安全部 企画情報得課国際食品室長	池田 千絵子
農林水産省消費・安全局 消費・安全政策課 調査官	大島 潔
農林水産省消費・安全局 農産安全管理課 課長補佐	浜谷 直史
農林水産省消費・安全局 消費・安全政策課 係長	漆山 哲生
厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課 課長補佐	西嶋 康浩
内閣府食品安全委員会事務局 評価課 課長補佐	横田 栄一
内閣府食品安全委員会事務局評価課 技術参与	小林 彩子
東京国税局課税第二部鑑定官室鑑定指導室 鑑定官	大江 吉彦
(独) 酒類総合研究所研究企画知財部門 主任研究員	橋口 知一

4. 総括

食品汚染物質部会に対しては、国民の健康保護が最も重要という基本的認識の下に、我が国の食品の生産・消費の実態の反映及び国際貢献の観点から、継続的に、

- ① 国際規格の作成等に不可欠な科学的なデータの収集と提出
- ② 会合開催時以外の期間における諸外国の動き等の積極的情報収集、電子作業部会や物理的作業部会への積極的な参加と意見の主張
- ③ 部会本会合等での議論に用いられる各種文書の作成 (例：汚染物質のリスク管理の原理原則に関するテキスト)

等に努めてきた。

さらに、部会会期中においては、我が国との関係が薄い事項を含め、議事の最中のみならず、会場内外で論理的・建設的な発言や意見・情報交換を積極的に展開してきた。

こうした対応の結果、今次部会においては、我が国にとって関係の深い事項について、おおむね方針に沿った結果が得られた。

5. 議論の概要

主要議題の検討内容は以下のとおり。

【食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTF）関係】

議題4. GSCTF 前文の改訂原案（ステップ4）

我が国より、昨年まで部会において合意された改訂方針に従って、引き続き

- ① GSCTF 前文からコーデックス内の手続きに関する記述を除外すべき
- ② 手続きに関する事項は手続きマニュアルに移すべき、また、そのうちリスク管理についてのこれまでの合意については、「CCCF 及び CCFA で適用されるリスクアナリシスの原則」の付属文書として整備すべき

との提案を行った結果、コーデックス内の手続きに関する記述は改訂案から削除されることとなった。また、本文書の対象範囲として飼料を含むことから、必要な記述を加えるとともに、タイトルを「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素の一般規格（GSCTFF）」と改称した上でステップ5/8で最終採択するよう総会に送付することで合意した。

なお、現在基準値が設定されているが食品分類コードが付されていない加工食品等をGSCTFで使用する食品分類システムに組み込むための原案を我が国より合わせて提案していたところであるが、モロッコがこれとは別に関税のための食品コード（HSコード）を使用することを提案した。我が国より、HSシステムを採用した場合、過去の部会における合意に反して新たに膨大な作業が発生することや、HSシステムは植物の形状や加工状態等の汚染機序を考慮しておらず、規格設定に際して不都合が生じる可能性が高いと指摘したものの、お互いの主張は相容れないものであること及び発展途上国に配慮することが必要であることとの判断から、食品毎に基準値を整理した表の作成並びに食品分類システム拡大の作業は当面の間中断することとなった。

【食品中の産業及び環境由来の汚染物質関係】

議題5. 食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範案（ステップ7）

ばれいしょ加工品、穀類加工品及びコーヒーを対象に、各国・地域で商業的にアクリルアミド低減のために行われている技術対策の情報を基に取りまとめられた規範案（原料段階でのアクリルアミド前駆体である還元糖やアスパラギンの低減方法や加工・調理時の温度管理の改善等）を検討した。

いくつか技術的な情報の追加や修正、ばれいしょ品種の選択における還元糖濃度について、合理的に達成可能な範囲で、できる限り低くする等の修正がなされた上で、最終採択（ステップ8）のために総会に送付することで合意した。なお、コーヒーについては、製法や保存法等によって低減は可能だが、品質等への影響があるため、商業ベースでは、アクリルアミドの低減に有効な手法は現時点では知られておらず、技術開発が行われている途上にあることのみが記載された。

議題6. 燻製及び直接乾燥工程における食品の多環芳香族炭化水素（PAH）汚染の低減に関する実施規範案（ステップ7）

事業者が燻製食品等の PAH 低減のため、自らの製造工程上の重要な管理点を見出して、改善措置を実施していくことを基本とした規範案について検討した。原案では、記述の適切さ、正確性、わかり易さ等の面で、まだ、整理・改善すべき点が多く残され、多数の国から多くのコメントが出されていた。我が国からも改善のための多数の提案を行い、そのほとんどが取り入れられ、合意形成に大きく貢献した。部会で修正した規範案を最終採択（ステップ 8）のために総会に送付することで合意した。

【食品中のカビ毒関係】

議題7. ブラジルナッツにおける総アフラトキシンの最大基準値原案（ステップ4）

前回部会において、ブラジルナッツ中のアフラトキシンの基準値の策定を新規作業とすることに合意し、第 31 回総会にて新規作業として承認され、ブラジルを議長とする電子作業部会が最大基準値案を示したものである。今回、電子作業部会が討議文書を提示したのが、CCCF 開催直前であったため、いくつかの国から、十分な検討時間を設けることができなかつた旨意見が出され、ステップ 2/3 に差し戻した上で、次回、ブラジルが討議文書を再度作成することとされた。

議題8. コーヒーにおけるオクラトキシシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案（ステップ4）

ブラジルを中心とした電子作業部会が、FAO が作成したコーヒーのかびの形成を防止するための指針や各国から意見を踏まえて作成した実施規範原案を検討した。用語の定義、乾燥工程における留意点の加筆等、若干の修正をした上で、ステップ 5/8 で採択するよう総会に送付することで合意した。

【新規作業関係】

○ 食品及び飼料中のメラミンの最大基準値の設定のための新規作業

ECからの提案により、意図的な添加を規制するために、容器・包装、環境など様々な起源から非意図的かつ不可避な混入によって食品及び飼料中に存在するメラミンの基準値をWHOの専門家会議の結果を基にして検討することに合意した。原案は、毒性データに基づいて健康保護に適切であるとWHOが勧告した 2.5 ppm (mg/kg) を食品及び飼料の基準値原案とすることにも合意した。来年 2010 年の総会での採択が目指される。

○ **とうもろこし及びとうもろこし製品におけるフモニシンの最大基準値及び関連するサンプリングプランに関する新規作業**

ラテンアメリカで消費量の多いとうもろこしに含まれるフモニシンについて、ブラジルを議長とする電子作業部会が作成した、第 32 回 CCFAC の討議文書を考慮の上、入手可能なデータとフモニシン汚染の問題の範囲を整理した討議文書をもとに、議論し、最大基準値の設定及びサンプリングプランの改訂に関する作業を始めるとともに、JECFA は、新しいデータを収集し今後、再評価をすることとなった。

【その他】

○ **清涼飲料水中のベンゼンに関する討議文書**

ベンゼンは環境からの要因が主であること、清涼飲料業界では既にベンゼンの生成を軽減するためのガイダンスを作成していることから、新たな実施規範に関する新規作業を行う必要はないことで合意した。しかし、特に、熱帯地域におけるデータが不足していることから、それらのデータ収集を行うことが必要とされた。

(参考)

食品汚染物質部会（CCCCF）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
GSCTF の前文改訂原案	5/8	・ 第 32 回総会
食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範案	8	・ 第 32 回総会
燻製及び直接乾燥工程における食品の多環芳香族炭化水素（PAH）汚染の低減に関する実施規範案	8	・ 第 32 回総会
コーヒーにおけるオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	5/8	・ 第 32 回総会
ブラジルナッツにおける総アフラトキシンの最大基準値原案	2/3/4	・ ブラジルが原案を修正 ・ 各国コメント ・ 第 4 回 CCCC
とうもろこし及びとうもろこし製品中のフモニシンの最大基準値及びサンプリングプラン（新規作業）	1/2/3	・ 第 32 回総会 ・ 原案作成 ・ 第 4 回 CCCC
核果蒸留酒中のエチルカーバメイト低減のための実施規範（新規作業）	1/2/3	・ 第 32 回総会 ・ ドイツが原案を作成 ・ 第 4 回 CCCC
ツリーナッツ中のアフラトキシン汚染防止及び低減のための実施規範の改訂（新規作業）	1/2/3	・ 第 32 回総会 ・ ブラジルが改訂案を作成 ・ 第 4 回 CCCC
食品及び飼料中のメラミンの最大基準値（新規作業）	1/2/3	・ 第 32 回総会 ・ 電子作業部会 [座長：カナダ] ・ 第 4 回 CCCC
ソルガム中のマイコトキシンに関する討議文書	-	・ チュニジアが討議文書を作成 ・ 第 4 回 CCCC

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 25 回一般原則部会

日時 : 2009 年 3 月 30 日 (月) ~ 4 月 3 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

議題

1.	議題の採択
2.	本部会に付託された事項
3.	食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案
4.	コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用
5.	コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討
6.	地域調整部会の委託事項 (TOR)
7.	コーデックス規格の適用に関する言及
8.	食品安全に関するリスク分析の用語の新しい定義の提案
9.	コーデックスの作業における途上国の参加 コーデックス信託基金の情報
10.	手続きマニュアルの構成及び体裁について
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

第 25 回一般原則部会 (CCGP) の主な検討議題

1. 開催日及び開催場所

日時：2009 年 3 月 30 日 (月) ～4 月 3 日 (金)

場所：パリ (フランス)

2. 参加国及び国際機関

68 カ国、1 加盟機関 (EC)、18 国際機関 (参加者総数約 200 人)

3. 我が国からの出席者

厚生労働省大臣官房参事官 (医薬食品担当)	塚原 太郎
農林水産省消費・安全局国際基準課長	小川 良介
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室長	池田 千絵子
農林水産省消費・安全局国際基準課 課長補佐	池田 真理子
厚生労働省医薬食品局食品安全部 参与	吉倉 廣

4. 主要議題の検討内容

議題 3 食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案

「食品の国際貿易における倫理規範 (1978 年制定、1985 年改訂)」が様々な Codex 規格が作成される、及び WTO 協定の発効前の内容になっていることから、その改訂について議論されているもの。現行規範の倫理に関する原則のみに着目して作成された改訂原案に基づいて議論が行われ、スコープとタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであること等の変更が加えられた上で、第 32 回総会にステップ 5/8 で諮ることとされたが、アルゼンチン、ブラジル等が留保を示した。

議題 4 コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用

第 23 回 CCGP (2006 年) において、インドから「コンセンサス (合意)」の定義作成が提案されたことを受け、その必要性について検討を続けているもの。各部会・特別部会の議長からのそれぞれの会合における「コンセンサス」の形成、取扱いに関する情報に基づきコーデックス事務局が取りまとめた討議文書に基づき議論されたが、「部会ごとにコンセンサスの取扱いが異なることから、定義が必要である」「コンセンサスの定義は、正式な反対意見がないことである」

「コンセンサスと全員一致は異なる」「コンセンサスはプロセスが大事であり、定義を決めることは、むしろこのプロセスを妨げる場合がある」「コンセンサスに到達するための具体的な方法を議論すべき」等様々な意見が出された。

そのため、①議長用パンフレットを作成し、議長以外も参照することが出来るようにすること②議長同士の非公式会合や CCEXEC を活用すること③議長会議を少なくとも一年に一度開催すること④手続きマニュアルの「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること⑤コンセンサスの定義については、作成の必要性の有無も含めて意見が二分されること⑥加盟国代表団用にもコンセンサス形成に関するパンフレットの作成を検討すること⑦各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意するようにすること、を第 32 回総会に報告することとされた。

議題 5 コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討

食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会において、各部会におけるリスク分析の原則に関する文書が作成されており、食品衛生部会では現在作成中であるが、コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 では CCGP がこれら原則文書の間に様式・内容等の一貫性の有無についてレビューすべきとあることから、この作業を今部会で開始したもの。将来各部会におけるリスクアナリシスの適正な適用を図るのが目的。

事務局より、各部会のリスク分析の原則について、形式が必ずしも「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」にあっていない等の指摘がなされたが、2011 年までに作業を終える必要があることから、食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の作成を待たずに、本部会で指摘のあった、それぞれのリスク分析の原則を比較できるような資料を作成して欲しい等の意見を踏まえ、事務局が再度文書を回付して各国の意見を求めることとなった。なお、インドより食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書も原案が作成されており、近いうちに各国の意見を求めることになっている旨報告があった。

議題 11 その他 (OIE・Codex ジョイント規格)

OIE より、動物生産に係る食品安全に関し、よりコーデックスとの連携を強める観点から、ジョイント規格の提案がなされ、次回会合に向けて、コーデックス事務局が OIE 事務局と調整し、手続き面における論点も含め、ジョイント規格の可能性について討議文書を作成することとなった。

(参考)

一般原則部会 (CCGP) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案	5/8	第 32 回総会
コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用	—	第 32 回総会へ報告
コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討	—	第 26 回 CCGP
地域調整部会の委託事項(TOR)	—	作業中止
コーデックス規格の適用に関する言及	—	第 26 回 CCGP
食品安全に関するリスク分析の用語の新しい定義の提案	—	作業中止
コーデックスの作業における途上国の参加	—	第 32 回総会へ報告
一般原則部会の委託事項	—	第 32 回総会

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 41 回残留農薬部会

日時 : 2009 年 4 月 20 日 (月) ~ 4 月 25 日 (土)

場所 : 北京 (中国)

仮 議 題

1.	議題の採択
2.	報告者の選任
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4. (a)	2008 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) からの一般審議事項の報告
(b)	コーデックス残留農薬部会で生じた特定の懸念に対する 2008 年 JMPR の回答
5.	食品及び飼料における農薬最大残留基準値(MRL)案及び原案 (ステップ 7 及び 4)
6.	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4)
7.	残留農薬の分析法に関する検討事項 (作業部会にて検討)
(a)	残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改訂原案 (ステップ 4)
8.	コーデックスを通じて世界的に調和された MRL の実現
9.	コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂
10.	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
11.	その他の事項及び今後の作業
(i)	マイナー使用及び特定使用に係るコーデックス最大残留基準値の推定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
(ii)	かんきつ類、仁果類、油糧種子及びワイン用ブドウにおける一次加工後の残留農薬の分布の評価に関する討議文書
(iii)	加工食品に対する MRL 策定に関連した加工方法に関する今後の検討：原則及び実施に関する勧告
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

※標記会合と並行して、2009 年 4 月 21 日 (火) に「分析法に関する作業部会」(議題 7 に関連) が開催される予定。

第 41 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題

日時：2009 年 4 月 20 日 (月) ～25 日 (土)

場所：北京 (中国)

主要議題の検討内容

議題 5：食品及び飼料における農薬最大残留基準値(MRL)案及び原案

前回会合でステップ 6 または 3 に戻された MRL 案・原案、ならびに、JMPR により新たに勧告された MRL 原案 (CL 2008/39-PR) について、検討が行われる予定である。具体的には以下の物質の MRL 案・原案について検討がなされるものと考えられる。

検討予定品目 (ステップ 7)

Carbaryl (008)	Dimethoate (027)	Chlorpyrifos-methyl (090)	Methomyl (094)
Acephate (095)	Carbofuran (096)	Methamidophos (100)	Phorate (112)
Oxamyl (126)	Triadimefon (133)	Prochloraz (142)	Triazophos (143)
Carbosulfan (145)	Cyfluthrin (157)	Flusilazole (165)	Triadimenol (168)
Fenpyroximate (193)	Haloxypop (194)	Esfenvalerate (204)	Metalaxyl-M (212)

検討予定品目 (ステップ 4)

Dimethoate (027)	Diphenylamine (030)	Ethoxyquin (035)	Malathion (049)
Methomyl (094)	Cypermethrins (including alpha- and zeta) (118)	Cyhalothrin (includes lambda-cyhalothrin) (146)	Profenofos (171)
Buprofezin (173)	Tebuconazole (189)	Haloxypop (194)	Chlorpropham (201)
Imidacloprid (206)	Boscalid (221)	Azoxystrobin (229)	Chlorantraniliprole (230)
Mandipropamid (231)	Prothioconazole (232)	Spinetoram (233)	Spirotetramate (234)
Guazatine (114)			

各基準値案が採用された場合、今後我が国で当該基準値を受け入れることを考慮し、安全性に留意した上で対処したい。

議題 6：食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案

代表作物の選定に関する原則及びガイダンス

本件においては、現在、食品分類のうち、鱗茎野菜 (Bulb Vegetables)、ウリ科野菜を除く果菜類 (Fruiting Vegetables, others than Cucurbits)、ベリー類及び小果実類 (Berries and Small Fruits)、食用キノコ類 (Edible Fungi)、柑橘類 (Citrus Fruits)、仁果類 (Pome

Fruits)、核果類 (Stone Fruits) 並びに油糧種子 (Oilseeds) の食品分類並びに食品群への基準値の外挿のための代表作物 (Representative Commodities) の選定に関する原則及びガイダンス (Principles and Guidance) に関する議論が行われる予定。

特に、代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの策定に関する議論については、前々回会合以来、米国を中心とする電子作業部会において、我が国も積極的に関与しつつ検討が行われてきたところ。

今次会合では、電子作業部会による原則及びガイダンスの原案が提案されるが、加盟国向けのガイダンスとしては未だ不十分な点が見受けられる。策定に当たっては、これまでの JMPR や CCPR の議論を活用すべきと提案するとともに、各国の発言振りを注視しつつ、次回会合において成案を得るべく電子作業部会において作業を継続する旨主張することとしたい。

なお、2008年9月の JMPR においても本件について議論されており、①Representative Crops/Commodities は市場価値と残留の特徴の双方を考慮して選ぶべきであるが、市場価値が高いものが必ずしも残留の観点から重要とは言えないこと、②Representative Crop と対応する Commodity を選ぶことは、作物残留試験を実施する際に極めて有用であること、③JMPR がグループ MRL を設定するときには、確かで十分なデータであれば全ての Commodity のデータを用いる、④残留の動態は常に予測できるものでないことから、グループ MRL を設定する際に Representative Commodity の提案は必要でないこと、といった議論がなされている。

議題 7 : 残留農薬の分析法に関する検討事項 (作業部会にて検討)

(a) 残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改訂原案

第 39 回部会以降、農薬の残留に係る結果の不確かさの推定についてのガイダンスを作成してきたところであり、今次会合に向けても IAEA (International Atomic Energy Agency) が中心となって電子作業部会で作業が進められてきた。今次会合でも、このガイダンスの概要を含む討議文書について議論される予定となっている。(同様のガイドラインについては、CCMAS においても討議されているところである。) 本件については、測定結果に伴う不確かさを、基準値に適合しているかどうかを判断する際にどのように活用するかという点に留意しつつ、科学的な原則に基づくとともに、実行可能なガイダンスが作成されるよう対処することとしたい。

議題 8 : コーデックスを通じて世界的に調和された MRL の実現

本件は、OECD が中心となって進めている Joint Review の枠組みで実施されている Fluopyram の評価について、各国での農薬登録に先立ち、Codex の MRL を設定するべく JMPR に評価を依頼するパイロットプロジェクトとして作業を進め、この作業を通じ、Codex MRL をいち早く設定することの有用性を評価する旨の提案である。今次会合に提案されたドキュメントによれば、以下に挙げる点が問題点として提起されているものの、いずれも大きな問題ではないと結論づけられているところである。

- ① JMPR のスケジュールが柔軟性に欠けることに起因したデータ提出のタイミングの制約。
- ② JMPR の独立性
- ③ 登録に係る評価の過程で GAP が変更されたことに伴い、MRL を変更する必要
- ④ Codex あるいは JMPR の手続きとの一貫性（各国で農薬登録されている薬剤が評価対象の優先順位に係るルール等との整合性）の欠如。
- ⑤ JMPR の作業の混乱の懸念

本件については、リスク分析の原則に規定されている JMPR の役割や制約要因等を慎重に解析した上で、Codex の原則に沿った進め方とされるよう、各国の発言振りを注視しつつ、対応したい。

議題 9：コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂

本件については、前回会合において電子作業部会が設置され、アルゼンチンが中心となって作業が行われているところである。

本電子作業部会の検討事項として、1) JMPR によって評価される優先リストの規準の見直し、2) 定期的な再評価 (Periodic Review) のルールの見直し、及び3) 直近の CCPR において決定されたリスク管理方針 (例えば、JMPR の評価結果に対して新たな毒性データ等に基づいて健康影響上の懸念がある場合の手続き (Concern Form) 等) をリスク分析原則の付属書に掲載する作業 (我が国提案) の実施が合意されている。前二者の作業項目はこれまでの会合で既に合意され、実際に使われているにも関わらず、未だ各国の意見が分かれていることから、作業文書の取りまとめに時間がかかっている。加えて、我が国が提案していた Concern Form の引用などを本編に盛り込む作業についてもまだ十分でないことから、引き続き電子作業部会を設置し、作業を継続する必要がある旨適宜発言したい。

なお、定期的な再評価において「最新のデータが再評価の際に提出されない場合に自動的に MRL を削除する」という項目については、最新の科学データを活用した農薬の再評価を担保するものであり、残留農薬の人への影響を低減するために必要なものであることに留意して対応したい。

議題 10：農薬に関するコーデックス優先リストの策定

2010 年度に評価を行う農薬の数が多いとの懸念があり、一時次年度以降に移す候補をあげるよう CCPR 事務局から依頼があったところ。我が国がノミネートした農薬については、できるだけ早期に評価を希望しているところ、評価が遅延しないよう発言することとしたい。

議題 11：(i) Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書

Minor Uses 及び Specialty Crops については、電子作業部会からも質問状が届いたと

ころであるが、現段階までのところ、これらの用語に関する明確な定義は存在しない。

例えば Specialty Crop について生産量や作付面積が規準になったとしても、生産量や作付面積といった数値は、各国により全く異なることが想定されることから、まずはこれらの用語の定義を明確にすることが重要である旨提案するなど、必要に応じ対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 37 回食品表示部会

日時 : 2009 年 5 月 4 日 (月) ~5 月 8 日 (金)

場所 : カルガリー (カナダ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	部会に付託された事項
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
a)	任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案 (ステップ 3)
b)	義務的栄養表示に関する討議文書
c)	栄養表示の読みやすさについての基準・原則提案 (ステップ 3)
d)	食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取扱う表示規定に関する討議文書
5.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	改訂案 (付属文書 1) : 他の果実へのエチレンの追加 (ステップ 6)
b)	改訂案 (付属文書 2) : ロテノンの削除 (ステップ 3)
6.	遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の改正案 (遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案) : 定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品に関する勧告原案 (ステップ 3)
7.	食品表示に関するコーデックステキストの編集上の修正
8.	包装食品の正味量表示に関する OIML の勧告に沿った包装食品の表示に関する一般規格の修正
9.	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
10.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2009 年 5 月 2 (土) に「食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について」に関する作業部会が開催される予定。

第 37 回食品表示部会(CCFL)の主な検討議題

日時：2009 年 5 月 4 日（月）～5 月 8 日（金）

場所：カルガリー（カナダ）

主要議題の検討内容

議題 4 FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について

- a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案
- b) 義務的栄養表示に関する討議文書
- c) 栄養表示の読みやすさについての基準・原則提案
- d) 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取扱う表示規定に関する討議文書

2004年5月のWHO総会にて採択された、生活習慣病の疾病率と死亡率の低減を目指した取組のための戦略（WHO世界戦略）に関し、コーデックスとしてどのような対応が可能か、表示部会と栄養・特殊用途食品部会に対して検討が求められているもの。CCFLにおいては、記a)～d)の4つのポイントについて、それぞれ電子的作業部会を設置して議論することが前回会合で合意された。

わが国としては、WHO 世界戦略の重要性は認めるものの、食生活は各国によって異なり、注意すべき栄養素も自ずと異なること等に留意しつつ、WHO 世界戦略の実施に適した表示規定が策定されるよう対応したい。

議題 5 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン

「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」（GL 32-1999, Rev. 1-2001）に関し、キウイフルーツとバナナ以外の果実へのエチレンの追加（ステップ6）及び魚毒性の高いロテノンの「使用可能な農薬リストからの削除」について検討を行うこととなっている。

- a) 改訂案（付属文書1）：他の果実へのエチレンの追加（ステップ6）

我が国は、従来より、キウイフルーツとバナナ以外の果実へのエチレンの追加については、その必要性に関する科学的根拠が必要としており、同様の立場で対応したい。

- b) 改訂案（付属文書2）：ロテノンの削除（ステップ3）

魚毒性が強いこと、代替しうる資材も存在することから、ロテノンを使用可

能資材から削除することを支持する。しかしながら、ロテノンは分解が早く、水域環境に対して慢性的な影響を与えるものではないこと、また、代替資材を入手できない地域もあるとの事情に鑑み、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加することでも差し支えないとの立場で対応したい。

議題 6 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示

a) 包装食品の表示に関する一般規格の改正案（遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案）：定義（ステップ7）

b) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品に関する勧告原案（ステップ3）

第36回CCFLにおいて、ステップ4となっていた、遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案に代えて、今後は、2008年1月にガーナにおいて開催された作業部会で作成した文書（現行のコーデックス文書に掲載されている表示の規定のうち、遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示にも適用できる規定を整理した作業文書）ガイドライン文書をベースとして、これを遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示の際のガイドラインとするかどうかも含め議論を進めていくことが合意された。なお、「ガイドライン」ではなく「勧告」案とし、ステップ3から議論を始めることとなっている。

我が国としては、勧告案に関して、コンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点で対応したいが、コンセンサスが得られない場合は、各国のアプローチの多様性を認め、それらが尊重されることが重要であるとの立場で対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 18 回食品残留動物用医薬品部会

日時 : 2009 年 5 月 11 日 (月) ~ 5 月 15 日 (金)

場所 : ナタール (ブラジル)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3.	FAO/WHO からの関心事項及び第 70 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの報告
4.	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和に関する国際協力」(VICH) を含む OIE の活動報告
5.	動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討
(a)	動物用医薬品の MRL 案 (ステップ 7) 酢酸メレンゲステロールの MRL の検討
(b)	動物用医薬品の MRL 原案 (ステップ 3)
6.	食料生産動物への動物用医薬品の使用と関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案 (ステップ 6)
7.	食品中の残留動物用医薬品の分析法に関する討議文書 分析・サンプリング法に関する電子作業部会の報告
8.	評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト 優先順位に関する電子作業部会の報告
9.	CCRVDF で検討すべきリスク管理事項及びリスク管理の選択肢に関する討議文書
10.	その他の事項及び今後の作業
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

第 18 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）の主な検討議題

日時：2009 年 5 月 11 日（月）～5 月 15 日（金）

場所：ナタール（ブラジル）

主要議題の検討内容

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項

(1)ラクトパミンの最大残留基準値（MRL）

前回会合では、ラクトパミンに関する JECFA のリスク評価が完了したことを踏まえて検討され、基準案を Step 8 に進めることで合意されたが EC は欧州基準との齟齬を理由にその決定に反対した。第 31 回コーデックス総会（CAC）において EC は同様の理由で採択に反対したことから、総会は基準案を Step 8 に留め置き、次回総会（第 32 回 CAC）で再度検討すると決定した。同時に、加盟国に対し、今回 CCRVD 会合にラクトパミンに関する（新たな）科学的データがあるかどうかの情報提出を求めた。その情報を元に、今回 CCRVD は JECFA によるラクトパミンの再評価が必要か否かを議論し、第 32 回 CAC に報告する。再評価の必要性について、提出された情報を踏まえ、適宜対応したい。

(2)人の健康への懸念から一日許容摂取量（ADI）／最大残留基準値（MRL）を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告案策定の提案

前回会合は上記勧告案の策定に関する新規作業の開始を提案するプロジェクト・ドキュメントを総会に提出した。第 31 回コーデックス総会（CAC）において、米国が、新規作業提案には、健康への懸念から ADI/MRL を設定していない動物用医薬品に加え、人への健康リスク評価に必要な情報の不足により未だ ADI または MRL が設定されていない医薬品にも範囲を広げる必要があると提案をした。そこで総会は、新規作業提案を承認せず、CCRVD に差し戻した。

今回会合では、上記米国提案について検討が行われる予定であり、ADI/MRL が設定されていない動物用医薬品のリスク管理の必要性を踏まえ、適宜対応したい。

議題 5. 動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）の検討（ステップ 7 及び 3）

前回会合でステップ 7 に保留された MRL 案ならびに第 70 回 JECFA からステップ 3 で示された MRL 原案について検討が行われる予定である。具体的には以下の物質の MRL 案及び原案について検討がなされる予定である。

前回会合で保留された MRL 案 (ステップ 7)

Melengestrol Acetate (酢酸メレンゲステロール)

前回会合で、JECFA の安全性評価について EC より懸念が示され、本件については、EC が 2008 年 1 月までに懸念に関する科学的な新規データを提出することとされ、JECFA がこれらのデータの評価により安全性を確認した場合、MRL をステップ 8 に進めることで合意された。

今次会合では再度ステップ 7 として前回と同じ値が提案されているが、これらの値については前回会合後に新規データを用いて JECFA が行った安全性評価に基づいて提案されたものであることを確認し、案を支持する立場で対応したい。

第 70 回 JECFA から示された MRL 原案 (ステップ 3)

Avilamycin (アビラマイシン)

Dexamethasone (デキサメタゾン)

Monensin (モネンシン)

Narasin (ナラシン)

Tilmicosin (チルミコシン)

Triclabendazole (トリクラベンダゾール)

Tylosin (タイロシン)

これらについては、JECFA の安全性評価に基づいて MRL 原案が提案されている。情報収集に努めるとともに、使用実態を踏まえた適切な MRL が設定されるよう対応したい。

議題 6. 食料生産動物における動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証プログラムを設計・実施するためのガイドライン案 (ステップ 7)

食品生産段階における動物用医薬品の管理及び分析法に関するガイドラインについて、検討されているもの。前回会合では、会期内作業部会の検討結果をもとに詳細な検討が行われ、ステップ 8 に進めるかどうかも議論されたが、発展途上国を中心に、各国内の意見を聞いた上での合意が必要との意見が出されたことから、ステップ 6 としてコメントを募集し、今回会合にて再検討を行うこととされた。今回、いくつかの国からコメントが提出されているが、ほぼ記載の整備に関するものに限られている。

内容については、動物用医薬品の承認・販売・使用段階における規制体制、食品中の動物用医薬品残留基準等の食品における規制体制、サンプリング手法が含まれており、我が国のリスク管理手法と類似していることから、適宜情報収集を行うとともに、案を支持する立場で対応したい。

議題 7. 食品中の残留動物用医薬品の分析法に関する討議文書

前回会合において、①コーデックスの MRL を立証するのに適していると確認された分析法の概要の今後の取扱い、②分析法とコーデックスの MRL をステップ 8 に進めることとの関係、③分析法の評価とその分析法が受入可能であるとするのに必要な条件についての討議文書を作成することとされ、この結果を受けて英国及びカナダを議長とする電子作業部会が設置された。今回会合ではこの電子作業部会で作成された討議文書に基づき検討が行われる予定である。

本件については情報収集に努めるとともに、我が国においても分析法に関する情報が豊富にあることから、必要に応じて情報提供を行うなど対応したい。

議題 9. CCRVDF で検討すべきリスク管理事項及びリスク管理の選択肢に関する討議文書

前回会合において、直ちに実施すべき項目として、①推定一日摂取量 (EDI) コンセプトの使用、②一日許容摂取量 (ADI) の 100% の使用、③スターターカルチャー、④MRL へのリスクマネジメントの提案の反映が選定され、電子作業部会が設置されることで合意し、検討が行われてきた。

今回の会合では電子作業部会からの勧告にもとづき議論される予定であるが、コーデックスの MRL が消費者の健康保護の観点から適切に設定されるよう対応したい。